

# 外形標準課税 Q & A

鳥取県

東部県税事務所

## <外形標準課税全般>

Q どのような法人が外形標準課税の対象となりますか？

A 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人が外形標準課税の対象となります。ただし、公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

(法72条の2)

Q 外形標準課税の対象となる資本金は、どの時点で判定しますか？

A 事業年度終了の日現在における資本金が1億円を超えていれば外形標準課税の対象となります。

なお、事業年度途中の増資・減資等は勘案しません。

(法72条の2)

Q 資本金が1億円以下で、資本準備金を加えた資本金等の額が1億を超えている場合、外形標準課税の対象となりますか？

A 外形標準課税は、あくまで「資本金」が1億円を超えているかどうかで判定します。したがって、資本金が1億円以下の場合、資本金等の額が1億円を超えていても、外形標準課税の対象とはなりません。

(法72条の2)

## <付加価値割全般>

Q 報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料を算定する際、消費税及び地方消費税はどのように扱いますか？

A 報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料の算定に当たっては、消費税及び地方消費税を除いた金額を基礎として算定します。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与となります。

なお、税込額から割り戻し計上する場合は、旧税率で算定することのないよう注意してください。

(通知4の1の3)

## <報酬給与額>

Q どのようなものが報酬給与額の対象となりますか？

A 雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価として支払われるものであり、法人税で損金に算入され、かつ、所得税で給与所得又は退職所得とされるものであれば、その名称や支給形態を問わず、原則として報酬給与額となります。

(法72条の15、通知4の2の1、4の2の3)

Q 報酬給与額の対象となるのは、正社員への給与等のみですか？

A 報酬給与額の対象となる役員又は使用人には、労務に従事する期間や名称を問わず、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者がすべて含まれます。

したがって、正社員に限らず、非常勤役員、契約社員、パート、アルバイト等も報酬給与額の対象となります。

(通知4の2の2)

Q 役員に対する報酬・賞与は、報酬給与額の対象となりますか？

A 報酬給与額は、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものに限られます。

したがって、役員に対する報酬・賞与のうち、法人税で損金算入されるもの(定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与)については、報酬給与額となります。

ただし、これらの給与であっても、不相当に高額な部分の金額及び仮装経理によるものは損金の額に算入されないため、報酬給与とはなりません。

(法72条の15①、法34条、法69条、法22条の3)

Q 通勤手当は報酬給与額に含まれますか？

A 通常の給与に加算して支給される通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として所得税法で非課税とされる額については、報酬給与額に含まれません。

ただし、所得税において非課税限度額を超えて支出する部分については、報酬給与額に含まれます。

(令20条の2の3、通知4の2の8、所得税法施行令22条)

Q 退職金は報酬給与額の対象となりますか？

A 報酬給与額は、給料、手当、賞与等、所得税で給与所得とされるもののほか、退職金等の所得税で退職所得とされるものも対象となります。

また、いわゆる企業内年金制度に基づく年金や、死亡した者に係る給料・退職金等で遺族に支払われるものについては、給与又は退職給与としての性質が認められることから、所得税において給与所得又は退職所得とされない場合であっても、報酬給与額となります。

なお、役員退職金（役員退職慰労金）も原則として損金の額に算入されるため、報酬給与額の対象となります。（当期の費用（特別損失）として経理したものや引当金を取り崩して支払ったものなど、損金の額に算入されたものは対象となります。）

（通知４の２の３）

Q 賞与引当金や退職給付引当金の報酬給与額への算入事業年度は、実際に支払った事業年度となりますか？それとも引当金として繰り入れた事業年度になりますか？

A 賞与引当金や退職給付引当金を取り崩して賞与や退職金を支払った場合には、賞与や退職金として法人税申告書別表４で減算し、損金算入された額が当該事業年度の報酬給与額となります。

一方、賞与引当金や退職給付引当金への繰入額で、法人税申告書別表４で加算した額は、当該事業年度の損金の額に算入されませんので、報酬給与額とはなりません。

（法７２条の１５）

Q 従業員に対して支給する持株会奨励金は報酬給与額に含めますか？

A 持株会奨励金は、所得税において当該従業員の給与所得とされているため、報酬給与額に含めます。

（通知４の２の３）

Q 永年勤続表彰の記念品等の支給に係る費用は報酬給与額となりますか？

A 当該費用が、経済的利益として所得税において給与所得とされ、かつ、法人税で損金に算入されるものであれば、報酬給与額となります。

（通知４の２の６（１））

Q 健康保険料や雇用保険料等のいわゆる法定福利費は、報酬給与額に含めますか？

A 法定福利費の事業主負担分については、社会政策の観点上、その拠出が各法令に基づいて事業主に義務付けられた強制的な公的負担であることから、法人の任意で支出される給与等や確定給付企業年金等の掛金等とはその性質が異なるため、報酬給与額に含めません。

(法72条の15① 通知4の2の3)

Q 請負契約に係る代金は、報酬給与額となりますか？

A 請負契約に基づく代金は、労務の提供の対価ではなく、仕事の完成に対する対価であることから、報酬給与額に含めません。

ただし、名目上請負契約とされている場合であっても、仕事を請け負った法人が当該請負契約に係る業務を行っているとは認められず、請負法人と注文者である法人がその業務において一体となっている（当該請負契約に係る業務の全部又は一部を注文者である法人自らが行っている）と認められるときは、その労務の提供に相当する金額を報酬給与額に含めます。

(通知4の2の5)

Q 報酬給与額となる企業年金等の掛金等は、具体的にどのようなものですか？

A 法人が従業者のために支出する以下の企業年金等の掛金については、所得税の給与所得ではありませんが、本人が受け取る年金等の原資となり、雇用関係又はこれに準ずる関係に基づいて提供される労務の提供の対価の性質を持つものであることから、報酬給与額となります。

- 1 退職金共済制度に基づく掛金
- 2 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金・保険料
- 3 企業型年金規約に基づく事業主掛金
- 4 勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等
- 5 勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等
- 6 厚生年金基金の掛金・徴収金
- 7 適格退職年金契約に基づく掛金・保険料

(法72条の15①Ⅱ、令20条の2の4、通知4の2の9)

Q 厚生年金基金への掛金のうち、従業員が負担する掛金は、報酬給与額となりますか？

A 厚生年金基金の掛金について、報酬給与額となるのは、法人が厚生年金基金の事業主として基金に拠出する掛金及び徴収金（いわゆる厚生年金代行部分を除きます。）となりますので、従業員が負担する掛金は、報酬給与額の対象となる企業年金の掛金等には該当しません。

（法72条の15①Ⅱ、令20条の2の4Ⅳ、通知4の2の9（6））

Q 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の給与を負担するために給与負担金を支払った場合、報酬給与額はどのように算定しますか？

A 法人の使用人が他の法人に出向した場合において、出向者に対する給与を出向元法人が支給することとされているときに、出向先法人が自己の負担すべき給与に相当する金額を出向元法人に支出した場合は、当該給与負担金は、出向先法人における報酬給与額として取り扱います。

また、出向元法人においては、当該給与負担金に相当する額は、報酬給与額として取り扱わないこととなります。

したがって、出向者に係る給与等（退職給与を除きます。）は、当該給与等を実質的に負担する法人の報酬給与額となります。

（通知4の2の14）

Q 出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するために退職給与負担金を支払った場合報酬給与額はどのように算定しますか？

A 出向があった場合の出向者に支給すべき退職給与その他これに類するものについては、形式的支払者（退職者に退職給与等を直接支払う者）の報酬給与額となります。

したがって、出向先法人が出向元法人に対して、出向者の退職金を負担するために退職給与負担金を支払った場合には、その退職給与負担金は出向先法人の報酬給与額とはなりません。

この場合、出向元法人が実際に出向者に退職金を支払う事業年度において、当該退職金が出向元法人の報酬給与額となります。

（通知4の2の14）

Q 労働者派遣を受けた場合の報酬給与額はどのように算定しますか？

A 労働者派遣法等に基づく労働者派遣を受けている場合、派遣契約料の75%に相当する金額を報酬給与額とします。

一方、労働者派遣法等に基づかない人材派遣契約の場合は、派遣契約料の75%を報酬給与額とする計算の適用にはなりません。この場合、雇用関係に準ずる関係が認められれば、給与として取り扱うこととなります。

(法72条の15②)

### <純支払利子>

Q 受取利子を算定する際、銀行等から受け取る預金利息については、源泉所得税や利子割の額を含めますか？

A 源泉所得税や利子割等の租税を差し引く前の金額で計上します。

(法72条の16① 通知4の3の2)

Q 銀行や信用保証協会等に支払う保証料は、支払利子となりますか？

A 支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（経済的な性質が利子に準ずるものを含みます。）のことをいい、原則として、法人税において受取配当等の益金不算入の計算の際に用いる「負債の利子」と一致します。

銀行や信用保証協会等に支払う保証料は、法人税における「負債の利子」に含まれないため、支払利子とはなりません。

保証料を「支払利子」の勘定科目に計上している場合は、申告の際に「支払利子」勘定から除いて計算してください。

(法72条の16②、令20条の2の7)

Q 借入金の返済が遅れたことによる遅延損害金は純支払利子に含めますか？

A 遅延期間に応じた一定の利率に基づいて算定される遅延損害金については、割増利息としての性質を有しているため、純支払利子に含めます。

(通知4の3の8)

Q 利子税、地方税の延滞金、還付加算金は純支払利子に含めますか？

A 利子税や納期限延長の場合の地方税の延滞金は、約定利息の性質を有し、法人税の所得又は連結所得の計算上損金の額に算入されるものであることから、支払利子に含めます。

一方、不申告や納期限後の納付に係る延滞金は、損金の額に算入されないため、支払利子に含めません。

また、還付加算金は、利息としての性質を有し、法人税の所得又は連結所得の計算上益金の額に算入されるものであることから、受取利子に含めます。

なお、これらについては、「租税公課」「雑損」「雑収入」等の勘定科目で経理されている場合がありますが、勘定科目にかかわらず純支払利子の対象となりますので、注意してください。

(通知 4 の 3 の 1 (1 2)、4 の 3 の 2 (1 5))

Q 国、又は地方公共団体等から受け取る利子補給金は受取利子に含めますか？

A 利子補給金は、国又は地方公共団体が補給する金銭であり、補助金としての性質を有するものであるため、受取利子に含めません。

(法 7 2 条の 1 6 ③ 令 2 0 条の 2 の 8)

### <純支払賃借料>

Q どのようなものが純支払賃借料の対象となりますか？

A 純支払賃借料に対象となるのは、土地又は建物の使用又は収益を目的とする権利の対価でその期間が連続して 1 ヶ月以上のものです。

土地又は建物には、土地又は建物と一体となって効用を果たす構築物等も含まれます。

(法 7 2 条の 1 7 ②)

Q 他の法人から賃貸した家屋を社宅として従業者に賃貸しており、従業者から賃借料の支払いを受けている場合には、純支払賃借料はどのように計算しますか？

A 法人が賃貸している土地又は家屋を従業者に社宅等として賃貸している場合には、法人が支払う賃借料は支払賃借料に、従業者から支払いを受ける賃借料は受取賃借料にそれぞれ算入します。

(通知 4 の 4 の 8 (1))



Q 出向者が出向元法人の用意した借り上げ社宅を賃借し、その賃借料を出向先法人が負担している場合、当該負担金は支払賃借料となりますか？

A 出向先法人が出向元法人に対して支払う賃借料相当の負担金は、出向先法人の支払賃借料となります。また、出向元法人の受け取る負担金は、受取賃借料の対象となります。

(法72条の17②③)

Q 社宅の入居者から受け取る社宅料を会計上、雑収入として処理していますが、この場合も受取賃借料の対象となりますか？

A 勘定科目の名称を問いません。社宅料を雑収入として処理していても受取賃借料の対象となります。

(通知4の4の8(1))

Q 建物の賃借料の他に水道光熱費等を共益費として支払っている場合、その共益費は支払賃借料に含めますか？

A 土地又は家屋の賃借権等に係る契約等において、水道光熱費、管理人費その他の維持費を共益費等として支払っており、賃借料と当該共益費等とが明確かつ合理的に区分されている場合には、当該共益費等は支払賃借料及び受取賃借料とはなりません。

(通知4の4の8(7))

Q 賃貸借契約に係る更新料は、支払賃借料及び受取賃借料に含めますか？

A 更新料を含め、土地又は家屋の賃借権等の設定に係る権利金その他の一時金は、原則として支払賃借料及び受取賃借料に含めません。

ただし、権利等の名目であっても、契約等において賃借料の前払相当分が含まれていると認められる場合には、当該前払相当分は支払賃借料及び受取賃借料となります。

(通知4の4の4)

Q 道路占用料、道路空中の占用料、河川占用料等は、支払賃借料となりますか？

A 純支払賃借料の対象となる土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利には、地上権等のほか行政財産を使用する権利等も含まれるため、国・地方公共団体に対して支払う道路占用料や行政財産使用料等も、以下のとおり支払賃借料の対象となります。

道路占用料	土地利用の制限により支払う実質的な土地の使用又は収益の対価の額であるため、支払賃借料の対象となります。
道路空中の占用料	地上権には土地上空や地中などの「区分地上権」が含まれることから、道路空中も土地の使用又は収益の対価の額にあたるため、支払賃借料の対象となります。
河川占用料	河川占有は原則として土地の使用にあたるため、支払賃借料の対象となります。ただし、流水使用・土石採取等の対価との金額区分がある場合には、土地の使用対価部分が対象となります。

(通知4の4の2)

Q 自動販売機を土地又は家屋に設置するときの設置料は支払賃借料及び受取賃借料に含めますか？

A 自動販売機の設置行為そのものに土地又は家屋の使用又は収益が伴うため、純支払賃借料に含めます。

なお、設置料、販売手数料、販売協賛金等、その名称を問わず対象となります。

ただし、土地又は建物の使用者が自動販売機を借りている場合には、土地又は家屋の使用にはあたらないため、純支払賃借料の対象とはなりません。

(通知4の4の1、4の4の2、4の4の6)

Q 法人の所有する土地に電力会社や通信会社の電柱が設置されており、電力会社等から電柱敷地料等の名目で金銭の支払いを受けた場合、その利用料は受取賃借料に含めますか？

A 電力会社等が電柱を設置することにより法人の土地の利用が制限され、実質的に土地を使用又は収益していると認められるため、電柱敷地料は受取賃借料に含めます。

なお、携帯電話基地局設置料も同様です。

(通知4の4の1、4の4の2、4の4の6)

Q 他の法人から賃借している建物の壁面に、自社の看板等を設置している場合、その設置場所に係る使用料は支払賃借料に含まれますか？

A 純支払賃借料の対象となるのは、土地又は家屋の使用又は収益に対する対価の額ですが、その使用の形態については、土地又は家屋の全部であるか一部であるかを問いません。したがって、看板を設置するために家屋の壁面のみを使用する場合であっても、その設置場所に係る使用料は支払賃借料となります。

ただし、土地又は家屋の賃貸借契約と当該看板等の設置に関する契約とが別個の独立した契約である場合には、支払賃借料とはなりません。

(通知4の4の1)

<凡例>

法・・・・・・地方税法

令・・・・・・地方税法施行令

通知・・・・・・地方税法の施行に関する取扱いについて（都道府県関係）